

# 宮古保健所運営協議会説明資料集

## 【目次】

- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| ①宮古福祉保健所ホームページについて       | P 1 ~ 3 |
| ②宮古配偶者暴力相談支援センター業務について   | P 4 ~ 6 |
| ③宮古の健康実態と保健所の健康づくり事業     | P 7 ~ 9 |
| ④宮古地域におけるアルコール関連問題対策について | P10~13  |
| ⑤簡易営業の監視指導の取組みについて       | P14~17  |

# 宮古福祉保健所ホームページについて

平成25年度  
総務企画班

## 宮古福祉保健所HP掲載基準

- 推進する施策及び事業
- イベント・研修会・会議等の開催
- 報道発表資料
- 各種計画、調査報告、パンフレット等

### 保健所HPの有効活用を図る



迅速な情報発信、住民サービスの向上

## 宮古福祉保健所HP管理運営要綱(概要)

### 作成・管理

- ・トップページ及び所全体に関するページは総務企画班HP担当者
- ・各班に関係するページは各班にて作成。

### 作成ページの掲載・更新

- ・作成したページは、所要の決裁手続きを経て掲載及び更新行う。

### 意見、質問等に対する対応

- ・トップページ等を経由して届いた意見、質問等は、担当班により対応を行う。

沖縄県トップページ→組織で探す→福祉保健部→宮古福祉保健所





# ホームページ閲覧状況

ページタイトル	ページビュー数	ページ別訪問数	平均ページ滞在時間	訪問開始数	直帰率	離脱率
福祉保健部(6月)						
障害保健福祉課	1797	815	131.89	714	49.56%	33.75%
高齢者福祉介護課	1337	888	52.99	557	31.24%	24.81%
総合精神保健福祉センター	1089	582	44.87	474	40.08%	30.12%
中央福祉保健所	1024	607	43.08	528	35.42%	32.71%
福祉保健課	708	382	32.82	259	37.84%	27.87%
身体障害者更生相談所	490	286	62.08	263	33.08%	29.80%
神奈川福祉保健所	367	224	63.24	152	50.00%	35.15%
青少年・児童家庭課	334	164	56.25	121	37.00%	30.84%
八重山福祉保健所	214	138	50.79	106	25.47%	28.04%
障害虐待対策課	146	84	52.60	49	42.88%	28.00%
福祉保健企画課	142	93	23.56	33	57.58%	21.13%
健康増進課	126	78	41.00	46	56.32%	31.79%
医療課	114	70	53.82	34	67.85%	33.33%
北部福祉保健所	105	72	16.32	48	43.75%	29.52%
中央児童相談所	78	45	9.15	38	50.00%	38.46%
女性相談所	51	40	309.18	36	72.22%	66.67%
若者支援	43	30	26.84	22	68.18%	41.86%
東上福祉保健所	37	30	19.34	2	100.00%	18.51%
国民健康保険課	14	11	10.67	4	100.00%	35.71%
看護大学	6	5	107.00	3	100.00%	66.67%
	8215	4530	64.85	3489	41.70%	30.46%

項目	内容
ページビュー数	訪問者がサイト内のページを何回閲覧したかを表す数値。 同一ページが複数回表示された場合は重複計算。
ページ別訪問数	各ページの訪問回数(ユニークユーザー)による人数を表す。 1回の訪問で複数のページを何回閲覧しても1回としてカウントしないので、実際の訪問回数を意味する。
平均ページ滞在時間	訪問者がサイトにアクセスしてから離脱するまで、サイトに滞在した時間の平均値。
訪問開始数	各ページに初めてアクセスしたユニークユーザーの数。
直帰率	訪問者がサイトにアクセスして直帰したページは見てほかのページへ移動しないまま離脱した割合を表す。 サイトにアクセスしたものの、ほかのページを見るまで見ないまま離脱したり、ほかのページに移動するが途中でほかのページへ移動せずに直帰した割合を指す。
離脱率	訪問者がすべてのページビュー数に占める、そのページを最終的にユーザーがサイトを離脱した際の割合。

# 今後の課題



- 迅速な情報発信
- 閲覧者にわかりやすいページの作成

# 配偶者からの暴力防止について



福祉班

## 配偶者暴力相談支援センター

「配偶者暴力相談支援センター」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る機能を有している。

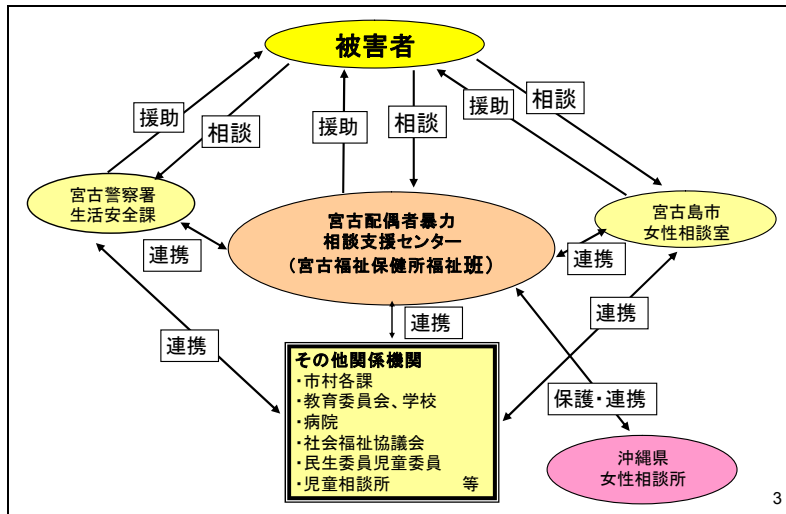
沖縄県では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法第3条)に基づき、平成14年度に女性相談所が配偶者暴力相談支援センターとして位置づけられ、平成18年度に北部、八重山、宮古福祉保健所、平成23年度に中部、南部福祉保健所にその機能が付与された。

### 業務内容

→当所の福祉班に配偶者暴力相談支援センター機能が付与されている。  
 ・女性相談員(嘱託)1名を配置  
 ・来所、電話による相談を受け付けている

- ・被害者に関する各般の問題についての相談
- ・被害者及びその同伴する家族の一時保護等に関する諸手続
- ・被害者が自立して生活することを促進するための各制度の利用についての情報の提供、助言、関係機関への連絡等
- ・保護命令制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡等
- ・被害者を居住させて保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等

## 宮古管内相談体制図(概略)



## 宮古配偶者暴力支援センター相談状況

表1 相談件数(延件数)

区分	来所	電話	出張・巡回	合計
H21	69	69	58	196
	(66)	(60)	(58)	(184)
H22	39	46	2	87
	(29)	(38)	(2)	(69)
H23	67	96	25	188
	(62)	(71)	(25)	(158)
H24	68	91	37	196
	(41)	(67)	(29)	(137)

※上段は相談件数。カッコ内は、全相談のうち内容がDVに関する相談件数。

【全国的狀況】(警察庁まとめH24.3月)  
 ○全国の警察が認知した配偶者からの暴力(DV)件数が前年より9,621件増の4万3,950件  
 ○保護命令は428件増の2,572件  
 (平成25年4月22日福祉新聞より抜粋)

表2 主訴別受付状況(相談内容がDVでないものも含む・延件数)

区分	人間関係										経済関係			医療関係			その他	不願異性行為	売春強要	暴力団関係・ヒモ	5条違反	合計							
	夫等の暴力	薬物の中毒	離婚問題	その他	子供の暴力	養育不能	親の暴力	その他の者の暴力	その他	家庭不和	男女関係	住居問題	移住先なし	生活貧困	サラ金・借金	求職							その他	病気の問題	妊娠・出産	その他			
H21~H23	311	0	39	17	2	0	17	0	3	5	0	14	0	25	16	0	1	0	0	6	0	4	6	5	0	0	0	0	471
H24年度	83	0	4	29	0	0	20	1	4	1	1	20	0	4	6	6	3	1	4	1	1	8	0	1	0	0	0	0	186

夫等からの暴力を主訴とした相談がほとんどである。

表3 経路別受付状況(相談内容がDVでないものも含む、延件数)

区分	本人自身	警察関係	法務関係	他府県の婦人相談員	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関			社会福祉施設	医療機関		教育関係	労働関係	縁故者・知人等	その他	合計
							児童相談所	民生委員	その他		保健所	医療施設					
H21年度	170 (161)	10 (10)	1 (1)	0	5 (3)	1 (1)	1 (1)	0 (5)	5 (2)	0	0	3 (2)	0	0	0	0	196 (194)
H22年度	51 (42)	11 (9)	3 (2)	0	7 (6)	2 (2)	0	0	2 (2)	0	0	2 (2)	0	0	7 (4)	0	87 (69)
H23年度	139 (123)	6 (6)	4 (4)	0	3 (3)	3 (3)	4 (1)	0 (2)	2 (2)	0	0	4 (3)	11 (9)	0	9 (4)	3 (0)	188 (158)
H24年度	153 (106)	6 (6)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	2 (1)	0 (0)	9 (8)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	10 (8)	0 (0)	6 (1)	4 (4)	196 (137)

※上段は相談件数。カッコ内は、全相談のうち内容がDVに関する相談件数。

初回相談のみでなく、再度の相談も含んでいるため、本人自身からの相談が多くなっている。  
初回は、警察や宮古島市女性相談室等、関係機関からの紹介で相談に訪れる相談者も多い。

□来所相談状況(DV相談のみ・延件数)

表1 経路別状況

区分	本人自身	警察関係	法務関係	他府県の婦人相談員	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関			社会福祉施設	医療機関		教育関係	労働関係	縁故者・知人等	その他	合計
							児童相談所	民生委員	その他		保健所	医療施設					
H21年度	59	4	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	66
H22年度	10	8	1	0	3	2	0	0	2	0	0	0	0	0	3	0	29
H23年度	44	3	2	0	1	1	1	0	0	0	0	6	0	3	1	0	62
H24年度	24	3	0	0	0	1	0	0	2	1	0	6	0	1	3	0	41

表2 年齢別状況

区分	19歳未満	18~20歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	不明	合計
H21年度	1	0	2	23	24	13	2	1	66
H22年度	0	0	4	10	6	8	1	0	29
H23年度	0	0	8	26	8	19	1	0	62
H24年度	0	0	8	9	20	4	0	0	41

□相談者の子供の有無(DV相談のみ・実人員)

区分	相談者数	うち子どもあり	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生等	年齢不明
H21年度	52	35(67.3%)	7	24	25	9	6	2
H22年度	38	28(73.7%)	3	18	13	6	4	3
H23年度	40	24(60.0%)	2	26	16	2	1	0
H24年度	33	26(78.8%)	0	20	15	5	7	0

※ DV相談で把握できた子供の有無について半数以上が18歳未満の子供がいる。  
児童虐待につながる事が懸念され、学校や児童福祉関係機関との連携が重要である。

□保護命令等の状況

区分	保護命令	ステップハウス	一時保護	女相へ送致
H21年度	8	3	4	1
H22年度	0	1	1	0
H23年度	2	1	0	3
H24年度	2	1	1	2

※保護命令制度とは・・・被害者からの申立てにより、地方裁判所が加害者に対し、同居している住居からの退去、被害者への接近禁止(同居する子や親族等に対しても発令可能)、一定の電話や電子メール等の禁止を命ずることが出来る制度。

□相談者の実人員(相談内容がDVでないものも含む)

区分	来所相談	電話相談のみ	出張・巡回のみ	合計
H21年度	36	23	6	65
H22年度	30	20	1	51
H23年度	32	24	1	57
H24年度	30	19	2	51

平成21年度から平成22年度にかけて、相談件数(延件数)は大幅に減少しているが、相談者の実人員の減少はそれほど大きくない。

## 相談業務以外の取り組み状況

● 宮古配偶者暴力相談支援センター関係機関連絡会議の設置

【構成機関】

- ・宮古島警察署、宮古病院、宮古地区医師会、
- ・宮古島市(児童家庭課、健康増進課、障がい福祉課、生活福祉課、働く女性の家、教育委員会)
- ・宮古島市社会福祉協議会、多良間村住民福祉課、
- ・多良間村社会福祉協議会、宮古教育事務所、法務局宮古島支局、
- ・宮古島人権擁護委員会、宮古福祉保健所

【活動内容】

- ・連絡会議の開催(年1回)
- ・事例検討会の開催(原則として隔月開催)
- ・外部から講師を招いての講演会の開催(不定期)

→関係機関と定期的に情報交換を行う機会を設けることにより、連携を深めることができ、被害者に対し細やかな支援を行うことが可能となる。



# 宮古の健康実態と 保健所の健康づくり事業

## 本日の内容

- 宮古地区の健康実態
  - 宮古島市国民健康保険(特定健診結果)
  - 協会けんぽ(生活習慣病予防健診結果)
- 保健所における健康づくり事業
  - 地域・職域連携推進協議会
  - タバコ対策事業  
(認定制度・未成年者の対策等)



健康推進班

1

# 平均寿命 県内ワースト

市町村別寿命表(2010年度)

市町村	男	女
那覇市	78.9	86.7
旭川市	80.1	87.4
札幌市	79.0	87.7
仙台市	78.6	86.2
新潟市	80.1	86.9
金沢市	78.5	86.3
富山県	78.9	86.5
石川県	80.0	86.9
福井県	79.6	87.2
岐阜県	78.0	86.2
長野県	80.3	86.8
山梨県	78.4	87.2
東京都	79.7	87.3
埼玉県	78.8	87.2
千葉県	79.1	87.2
茨城県	78.9	86.2
栃木県	79.9	86.2
群馬県	80.0	86.0
埼玉県	79.7	86.8
東京都	78.5	86.1
千葉県	78.8	87.7
茨城県	80.2	86.0
栃木県	78.7	86.9
群馬県	80.5	87.9
埼玉県	80.0	87.5
千葉県	81.9	87.4
東京都	79.0	87.1
神奈川県	79.0	87.7
静岡県	78.8	86.8
愛知県	79.0	86.8
岐阜県	78.0	86.2
富山県	79.7	86.2
石川県	79.2	87.0

宮古島の男性 78歳、5年前より短命に  
女性は86・2歳で37位

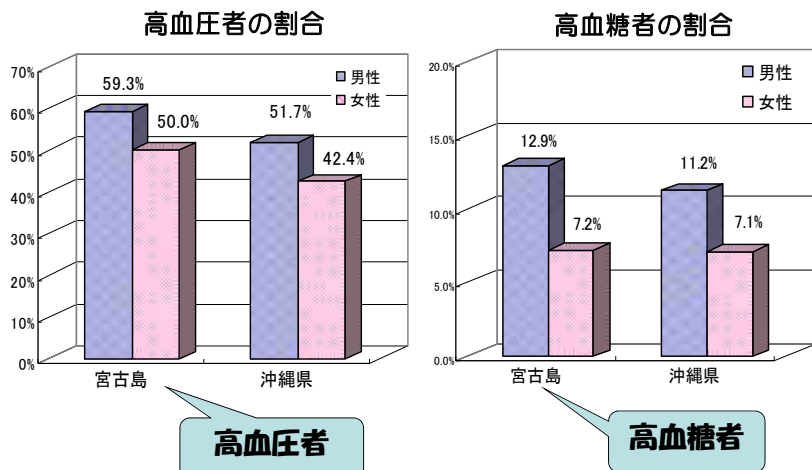
宮古毎日 H25.8.10

宮古の健康大ピンチ!!

2

## 1. 宮古地区の健康実態 1) 宮古島市の国保(特定健診)結果

その1

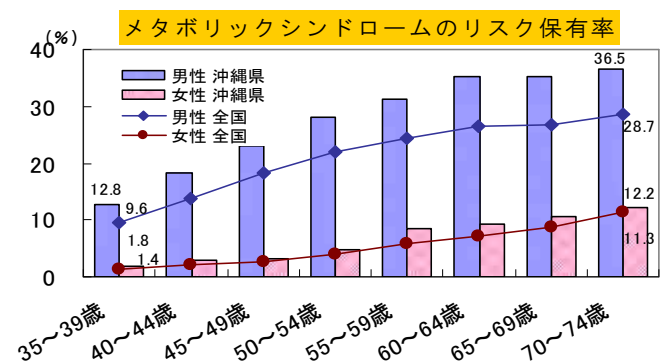


3

H23年の宮古島市特定健康診査

## 2) 協会けんぽによる宮古島市の 生活習慣病予防健診結果

その2



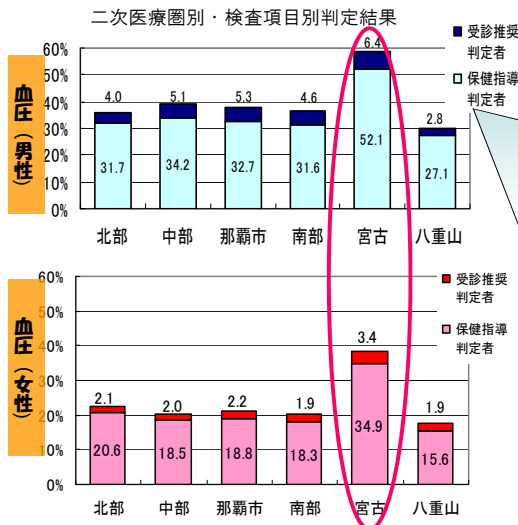
① 県内のメタボリック症候群のリスク保有者が、男女とも全ての年齢で全国平均を上回っている。

H23年の生活習慣病予防健診



### 3) 協会けんぽによる宮古島市の生活習慣病予防健診結果

その3



② 血圧と血糖値の結果、  
宮古地区は男女ともに突出して悪い状態である。

③ また、血圧と血糖の薬を服用している人が最多の状態である。

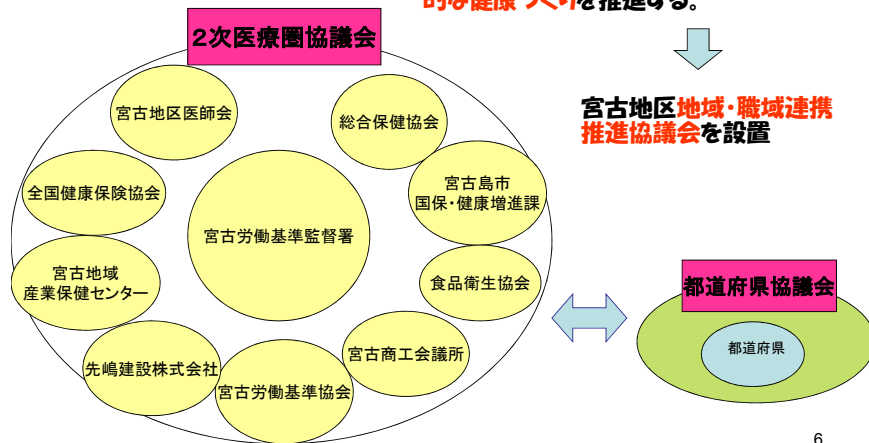
H23年の生活習慣病予防健診

## 2. 保健所における健康づくり事業

その1

### 1) 地域・職域連携事業

・地域住民及び職域の勤労者に対し、自治体、事業者、医療保険者等の関係者が相互に情報交換を行い、生涯を通じた継続的な健康づくりを推進する。



## 2) 取り組み状況

その2

### ① 協議会の開催(1回~2回/年)

内容:

#### 1) 宮古地区の健診状況等の課題について

##### ① 企業の健康問題について

労働基準監督署 監督安全課長

##### ② 事業所の健康状態について

全国健康保険協会 沖縄支部 保健グループ長

##### ③ 宮古島市の健診結果と事後指導について

宮古島市国保課長補佐

#### 2) 平成24年度「本協議会」の取り組みについて

##### ① 産業保健(労働者)の健康づくり研修会

##### ② 優良事業所の募集と表彰(案)について

#### 3) 各機関の健診・健康教育等に関する取り組みについて

7

### ② 産業保健(労働者)の

### 健康づくり研修会

その3

#### 1回目(H24.9/13)

- ・「向き合おう労働者の健康」
- ・「働く人のための上手な運動の取り入れ方」

#### 2回目(H24.12.19)

- ・「宮古島労働者の健康実態」
- ・「宮古島の飲酒と健康問題」

労働者の主体的な健康づくりの取り組みを支援することが目的。

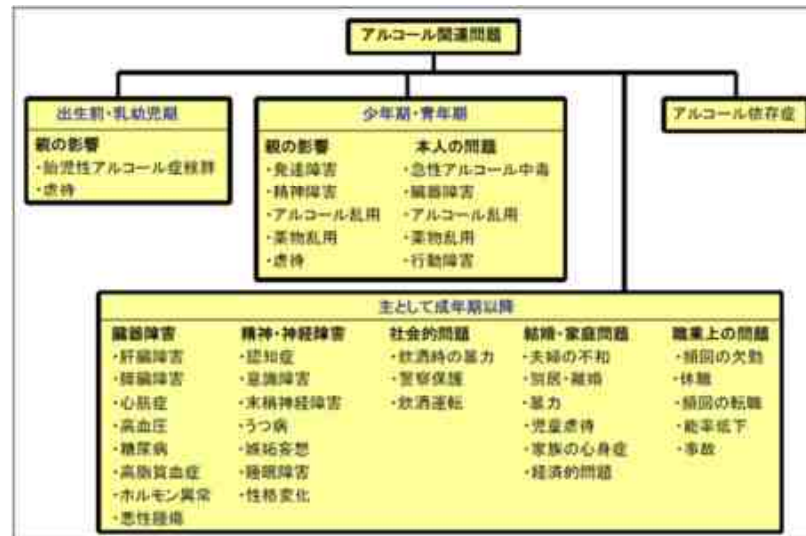




# 宮古地域における アルコール関連問題対策について

地域保健班

1



平成23年度 生活習慣病対策健診・保健指導に関する企画・運営・技術研修資料 J20 引用

## 宮古地域のアルコール関連問題の現状

	宮古地域	沖縄県
平均寿命	宮古島市 男性: 78.0歳 (県内ワースト1位) 女性: 86.2歳 (県内ワースト2位)	男性: 79.4歳 女性: 87.0歳
BMI (25以上)	男性: 49.3% 女性: 36.5%	男性: 43.6% 女性: 32.4%
血圧	保健指導判定者 男性: 52.1% 女性: 34.9%	保健指導判定者 男性: 33.2% 女性: 19.2%
飲酒運転検挙数 (H24年)	107件 人口千対 約2.0件	1,435件 人口千対 約1.0件
配偶者暴力に関する相談 (H23年度)	196件 人口千対 約3.7件	2,428件 人口千対 約1.7件

3

### 調査対象

沖縄県警察安全運転学校宮古分校  
運転免許更新講習受講者

### 調査期間

平成24年7月3日～平成25年1月31日

### 調査方法

講習受講前に調査用紙を配布  
自己記入式による回答

4

## 調査項目

- 1) 基本属性・・・性別、年齢、初飲年齢
- 2) AUDIT(アルコール使用障害特定テスト)
- 3) オトーリに関する質問・・・場面、頻度、好き・嫌いの程度

AUDITとは…

問題飲酒を早期に発見する目的でWHO(世界保健機関)によって作成されたスクリーニングテストである。本調査では簡易版を作成。

純アルコール10g = 1ドリンク

5

## AUDITスコアの解釈

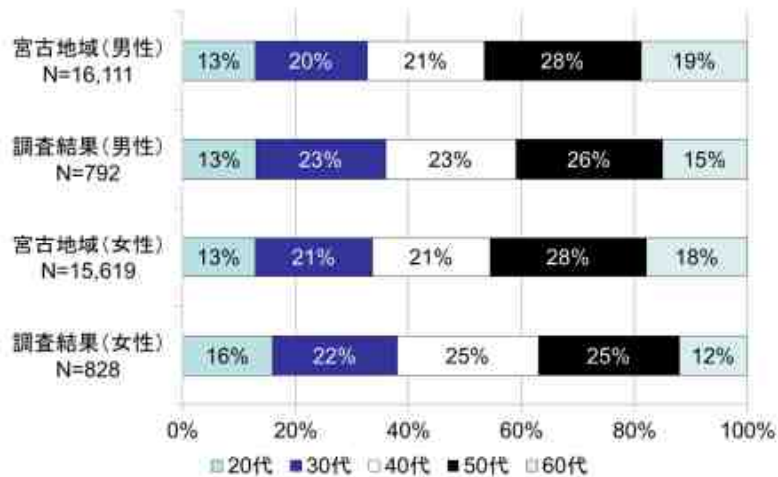
AUDITスコア	判定	対応
0	非飲酒群	普及啓発
1~9	危険の少ない飲酒群	普及啓発
10~19	危険な飲酒群	節酒支援
20~40	アルコール依存症疑い	医療機関 断酒支援

問題飲酒者

※ 地域や文化によりcut-off値は異なる。  
※上記の表は琉球病院の指標を基に作成。

6

## 有効回答者の構成



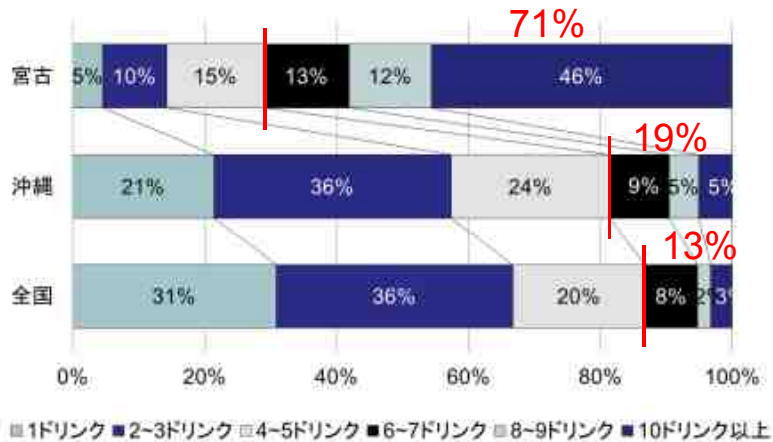
7

## 飲酒頻度



8

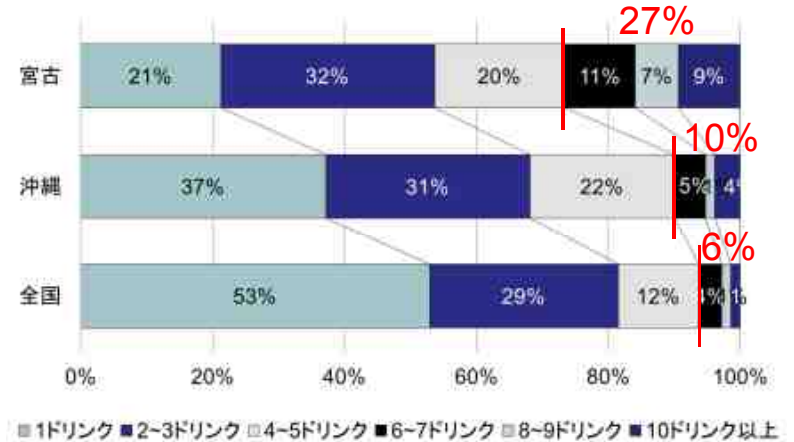
## 飲酒日の1日の飲酒量(男性)



沖縄県の約4倍  
全国の約5倍

参考: 平成23年度県民健康・栄養調査(沖縄県)  
平成23年度国民健康・栄養調査 9

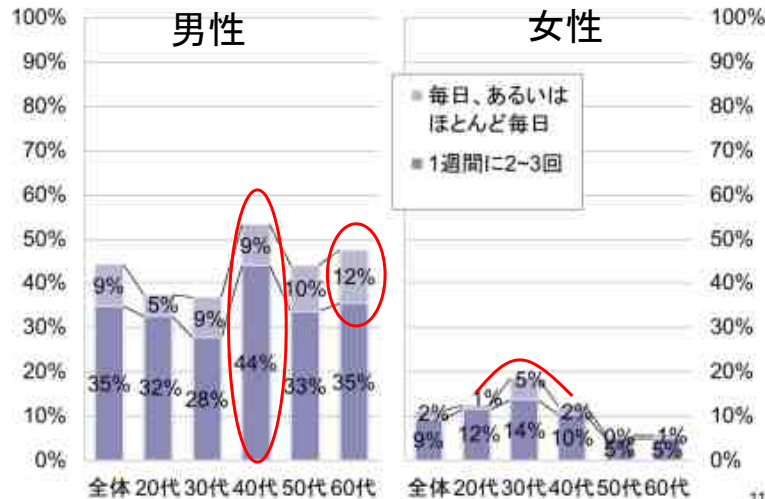
## 飲酒日の1日の飲酒量(女性)



沖縄県の約3倍  
全国の約4倍

参考: 平成23年度県民健康・栄養調査(沖縄県)  
平成23年度国民健康・栄養調査 10

## 多量飲酒の頻度 ※6ドリンク以上=多量飲酒



11

## AUDITスコア(性別・年代別)



全国調査との比較... (樋口らは8点以上「問題飲酒」15点以上「アルコール依存疑い」と定義)

【男性】8点以上: 約3倍 15点以上: 約2倍  
【女性】8点以上: 約2倍 15点以上: 同程度

12

## 初飲年齢

	20歳未満	20歳以上	回答無し	平均 初飲年齢	未成年飲酒経験者 の平均初飲年齢
全体	271 (21.9%)	964 (78.1%)	385	20.4歳	<b>17.2歳</b>
男性	207 (32.1%)	457 (68.8%)	128	19.6歳	<b>17.1歳</b>
女性	64 (11.2%)	507 (88.8%)	257	21.4歳	<b>17.4歳</b>

※ 初飲年齢を忘れたので「20歳」と記入する者もいた。

13

### 【男性】

- ・飲酒頻度・多量飲酒の頻度は60代で高い
- ・1回の飲酒量は20~50代で多い
- ・AUDITスコア10点以上が約5割
- ・AUDITスコア20点以上では50代を中心に高い

### 【女性】

- ・飲酒頻度・多量飲酒の頻度は30代で高い
- ・1回の飲酒量は20代で多い
- ・AUDITスコア10点以上が20代・30代で高い
- ・AUDITスコア20点以上では20代で高い

### 【男女共通】

- ・未成年飲酒がある

14

## 保健所の役割として

- ・ 実態について、関係機関等と情報を共有。
- ・ 地域全体でアルコール関連問題へ取り組むための支援。
- ・ アルコール関連問題対策の評価を行い、対策の継続を支援。

15

## 宮古地域における飲酒の実態調査 中間報告会(9月25日実施)

### 参加機関

市、警察、病院、医師会、高等学校、  
民生委員児童委員協議会、労働基準監督署、協会けんぽ

### 課題・対策についての意見

- ・ 未成年者飲酒の課題も多い。
- ・ 健診時のAUDIT活用、節酒指導の充実。
- ・ 職域における飲酒関連の健康教育の充実
- ・ 職域において、それぞれの企業で意識付けと行動まで担えるような体制を整えたい。
- ・ 路上寝に罰則を設け、低減を図りたい。 等

16

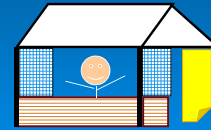
# 簡易営業の監視指導の取組みについて

生活環境班

# 簡易営業とは

沖縄県では、組立式パネル、テント、屋台等の簡易な構造物を公園等に設置して食品を製造、販売等する営業と定義、その施設基準等も規定。

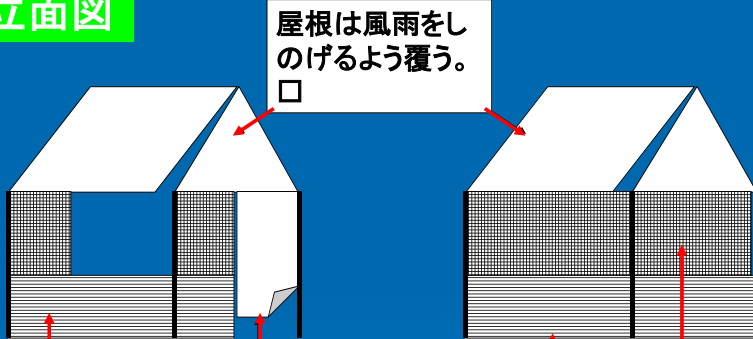
(沖縄県食品衛生法施行細則)



2

# 簡易営業の施設基準

## 立面図



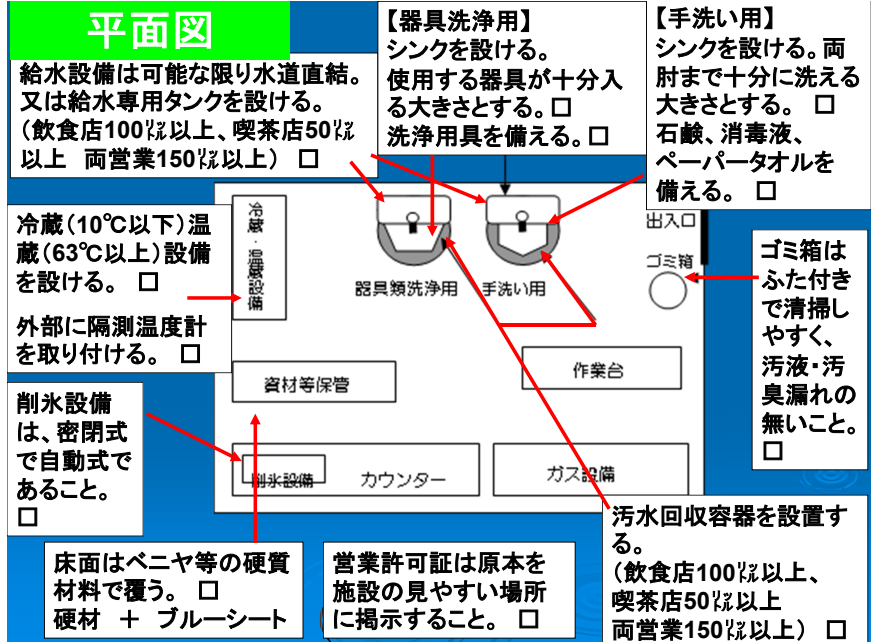
屋根は風雨をしのげるよう覆う。  
□

腰張り: 床から90cmまではベニヤ等の硬材で囲む。  
□

出入り口にはのれん、よしず等をつける。  
□

床上90cm以上の部分から屋根まではスクリーン、網、よしず等で囲む。  
□

## 平面図



## 簡易営業の特徴

- ・祭りごとに簡易営業施設を設営する。
- ・許可の範疇は、調理行為の制限である。  
調理方法が容易で直前に加熱された食品  
⇒野菜カット等の下処理行為の禁止  
⇒生もの(非加熱食品)の提供・トッピングの禁止

⇒いわゆる「固定店舗」に比べ、衛生確保が難しい。



## 取組みの背景として

- 厚生省通知\*に基づき、簡易営業施設の監視指導に積極的に従事。
- ところが、過去3年間の監視指導の結果、全監視件数中、約8割の施設で不適事項が確認されている。

\*いわゆる「露店飲食店営業者」に対する措置について  
(昭和30年8月25日発衛第292号)

6

## 問題点

### 1. 営業者自身の意識

簡易営業者に対する施設基準に関する意識調査  
(自記式アンケート)

Q. 自身の施設は施設基準のとおり取組めてる?  
⇒約8割が「基準どおり取組んでいる」と回答

■過去の監視結果、約8割の施設で不適事項ありと矛盾!  
⇒営業者と行政の考える衛生水準に差あり。

### 2. 監視時の確認漏れや監視員の監視水準に差

➡保健所側の取組方法の検討が必要。

7

## 本日のトピック

保健所の簡易営業の良好施設の確保に向けた取組みとその取組みから得られた改善効果について

8



# 保健所の取組み

## 1) チェックリストを用いた監視の強化

**【目的】**  
監視漏れの防止  
監視員の監視水準の一定

簡易営業者の施設基準 (チェックシート形式)

テントの大きさ  
cm×cm

屋根の傾斜 (床面)  
度

立立面 (正面) 屋根は風向きをしのげるよう張り。□

側面) □

平面図 (例)

床面積: 床から60cmまではベニヤ等の硬材で覆む。□

出入口にはのれん、よしず等をつける。□

床より30cm以上の部分から屋根まではスクリーン、紙、よしず等で覆む。□

【器具洗浄用】シンクを設ける。使用する器具が十分入る大きさとする。□

【手洗い用】シンクを設ける。異材まで十分に洗える大きさとする。□

石鹸、消毒液、ペーパータオルを備える。□

給水設備は可能な限り水道直結。又は給水専用タンクを設ける。(飲食店100ℓ以上、喫茶店60ℓ以上、問屋兼160ℓ以上) □

冷蔵(10℃以下)装置(60ℓ以上)設置を設ける。□

外部に温度計を取り付け付ける。□

排水設備は、密閉式で自衛式であること。□

床面はベニヤ等の硬質材料で覆う。□  
硬材 + プルシート

営業許可証は原本を施設の見やすい場所に掲示すること。□

記載内容について不明な点や他の事項に関する詳細などについてはお問い合わせ下さい

宮内保健所 生活環境班 食料衛生担当  
TEL. 0960-72-3501(総機) 0960-72-2420(代機)

### チェックリスト



### チェックリスト

### 指導注意票

食品衛生監視員  
大城町

衛生指導注意票

貴所の衛生状態を本日監視した結果次の事項について不適があったので注意します。なお不適事項を至急改善されたい。

不適事項

④ 温度計が壊れるので買換えよこと。  
★ テント内から新聞紙を除くこと。  
★ 食料の温度管理。

上記の事実を確認します。

## 2) 簡易営業者を対象とした講習会の実施

※保健所主催と実行委員会主催あり

(実行委員会主催は祭りごとに実施)

### 保健所主催の講習会(平24.5.16実施)

#### 【内容】

- ・施設基準と管理運営基準
- ・過去の監視状況と今後の保健所の方針
- ・食中毒防止対策の約1時間

#### 施設基準に関する意識調査を実施

⇒参加者の約半数が自身の施設に対して改善点を認識

## 3) 新規・継続申請時の施設検査を強化



## 取組みに対する効果の検証

### 【方法】

平成23、24年度のチェックリストの監視結果及び監視注意票を集計。対象毎にデータを整理して、以下の解析を行った。

- 1) 平成23、24年度の監視結果を比較
- 2) 保健所主催の講習会前後の受講者間の監視結果を比較

13

## 結果

### 1) 平成23、24年度の監視結果

表2

	平成23年度	平成24年度
監視件数(件数)	79	106
不備施設の割合(%)	84.8	73.6
良好施設の割合(%)	15.2	26.4

■ 不備施設数が約1割減少。

14

### 2) 保健所主催の講習会前後の受講者間の監視結果

表3. 講習会前後の受講者のうち良好の施設の割合

	講習会 受講前*	講習会 受講後
受講した施設(%)	22.6	44.0

\* 受講前(平成23年度)

講習会: 平成24年5月16日実施

■ 良好の施設数が受講後で増加。  
講習会の実施が、営業者の意識向上に寄与。

## まとめ

- チェックリストに基づく監視や講習会等の保健所側の積極的なアプローチが良好な営業施設の確保へ繋がった。  
⇒ 取組み効果があった。
- 施設構造面の監視を効率化したことで、管理運営面についても指導できた。

### 課題

管理運営面を補う効率的な監視システムの構築。  
⇒ 管理運営面チェックリスト、監視体制等を検討。